

「適正な電力取引についての指針」の改定について

令和6年11月22日
公正取引委員会
経済産業省

- 1 公正取引委員会と経済産業省は共同して、平成11年12月、電力市場における公正かつ有効な競争の観点から、独占禁止法又は電気事業法上問題となる行為等を明らかにした「適正な電力取引についての指針」（以下「本指針」といいます。）を作成して公表し、これまで制度改革等に伴い、本指針の改定を行ってきました。
- 2 公正取引委員会は、令和6年1月17日に公表した「電力分野における実態調査報告書～卸分野について～」において示した、旧一般電気事業者が他の小売電気事業者との相対契約の中で取引制限条項を設定することに関する独占禁止法上の考え方について、本指針に反映させるため、同年9月12日に改定案を公表し、同年10月11日を期限として、関係各方面から広く意見を募集しました。今回の意見募集では、3件の意見が提出され、提出された意見を慎重に検討した結果、原案を維持し、別紙1のとおり、本指針を改定することとしました（改定後の本指針については別紙2、提出された意見の概要及びそれに対する考え方については別紙3を参照してください。）。
- 3 公正取引委員会と経済産業省は、電力市場における公正かつ有効な競争を確保するため、本指針を十分に周知し、事業者等による独占禁止法上又は電気事業法上問題となる行為の未然防止等に役立てるとともに、引き続き、両法を適正に運用してまいります。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局調整課 電話 03-3581-5483（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/